

改正地域再生制度 の概要について



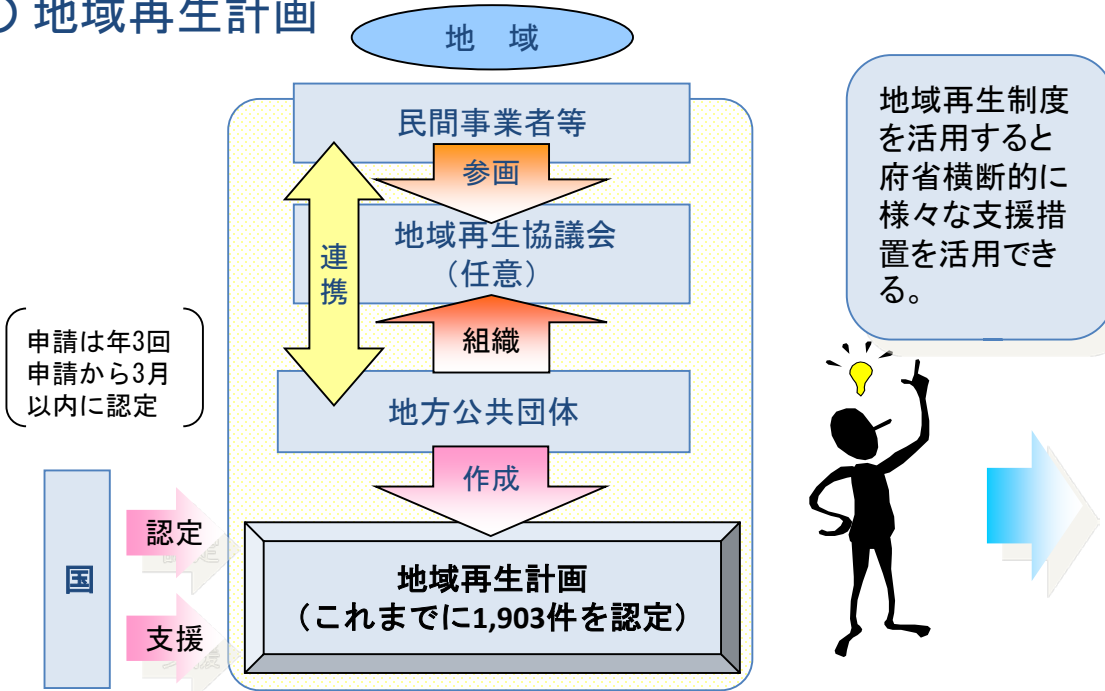
内閣府地方創生推進室

地域再生制度の概要

○ 地域再生制度（地域再生法（平成17年法律第24号））

地方公共団体が行う自主的・自立的な取組（地域再生計画）を支援。

○ 地域再生計画



「地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）」（平成27年6月26日公布）

「小さな拠点（コンパクトビレッジ）」形成
生活・福祉サービスを一定のエリア内に
集め、周辺集落と交通ネットワーク等で
結ぶ「小さな拠点」の形成を促進

企業の地方拠点強化の促進
・本社機能の移転・新增設を行う事業者に
対して支援措置
・農村地域への農業関連産業等の導入促進

主な支援措置メニュー

◆「地域再生計画」と連動

■「地域再生法」に基づく施策

① 地域再生基盤強化交付金

- ・道整備交付金
- ・污水处理施設整備交付金
- ・港整備交付金

② 地域再生支援利子補給金

③ 補助対象施設の転用手続の一元化・迅速化の特例

④ 農地等の転用等の許可の特例※

※「地域再生法の一部を改正する法律」で創設
（平成26年12月15日施行）

（その他：特定政策課題の解決に資する事業への支援措置）

■ それ以外の連動施策

- ・ 地域再生戦略交付金※
※平成26年度補正、平成27年度当初予算に計上
 - ・ 実践型地域雇用創造事業
 - ・ 外国人研究者等に対する入国申請
手続に係る優先処理事業
 - ・ 都市農村共生・
対流総合対策交付金
- 内閣府—
—厚生労働省—
—法務省—
—農林水産省—
等

地域再生法の一部を改正する法律の概要：「小さな拠点（コンパクトビレッジ）」形成

まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)

- 中山間地域等では、人口減少に伴い、住民の生活に必要な生活サービス機能(医療・介護、福祉、教育、買物、公共交通、物流、燃料供給等)の提供に支障
- ➡ 生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」を形成

「小さな拠点」のイメージ



【本件に関する連絡先】
内閣府 地方創生推進室
(問い合わせ担当窓口)
TEL: 03-5510-2475

地域再生計画(地方公共団体作成、内閣総理大臣認定)において、地域住民と協議して、小さな拠点づくりの将来ビジョンを作成 【第5条第4項第5号、第6号】

I 複数の集落を含む生活圏(集落生活圏)の中に「地域再生拠点」を形成し、生活サービスを提供する施設を集約 法律

- 市町村が地域再生土地利用計画に、集約する施設を設定 【第17条の7】
 - ・生活サービス施設(診療所、保育所、公民館、商店、ガソリンスタンド等)
 - ・就業機会を創出する施設(地場産品の加工・販売所、観光案内所等)
- ➡ 届出・勧告・あっせんにより、施設の立地誘導 【第17条の8】
- ➡ 農地転用許可・開発許可の特例 【第17条の10、第17条の12】

II 優良農地の保全・利用を図り、基幹産業である農林水産業を振興 法律

- 市町村が、知事、農業関係者等と協議し、地域再生土地利用計画に、農用地等保全利用区域を設定 【第17条の7】
- ➡ 地域ブランド作物の栽培に係る助言等、必要な援助を実施
- ➡ 計画に即した農地利用を行わないおそれがある場合には勧告 【第17条の9】

III 集落と地域再生拠点を結ぶネットワークを確保 法律

- 市町村が、地域再生計画に、自家用有償旅客運送者が集落生活圏において行う事業を位置付け 【第5条第4項第6号】
- ➡ 自家用車を用いて地域住民を運送する際に少量の貨物も運送可能に 【第17条の13】
- 集落生活圏内外のネットワークとの連携(バスの乗継拠点の整備等) 【第17条の7】

IV 生活サービスを提供する担い手を確保 法律

- NPO法人、一般財団法人、株式会社等のほか、新たに社会福祉法人等の多様な主体が地域再生推進法人となることを可能に 【第19条】
- ➡ 地域再生戦略交付金の直接の支援対象に

小さな拠点形成のための財政的支援

- 各省予算事業を連携させて、総合的に財政支援
 - ➡ 地方版総合戦略に関する施策の実施を明確な政策目標の下で支援 (地方創生先行型交付金【26年度補正予算1700億円】)
 - ➡ 既存の補助金等の支援制度の「すき間」を埋めて効果を高める財政支援 (地域再生戦略交付金【26年度補正予算50億円、27年度予算70億円】)

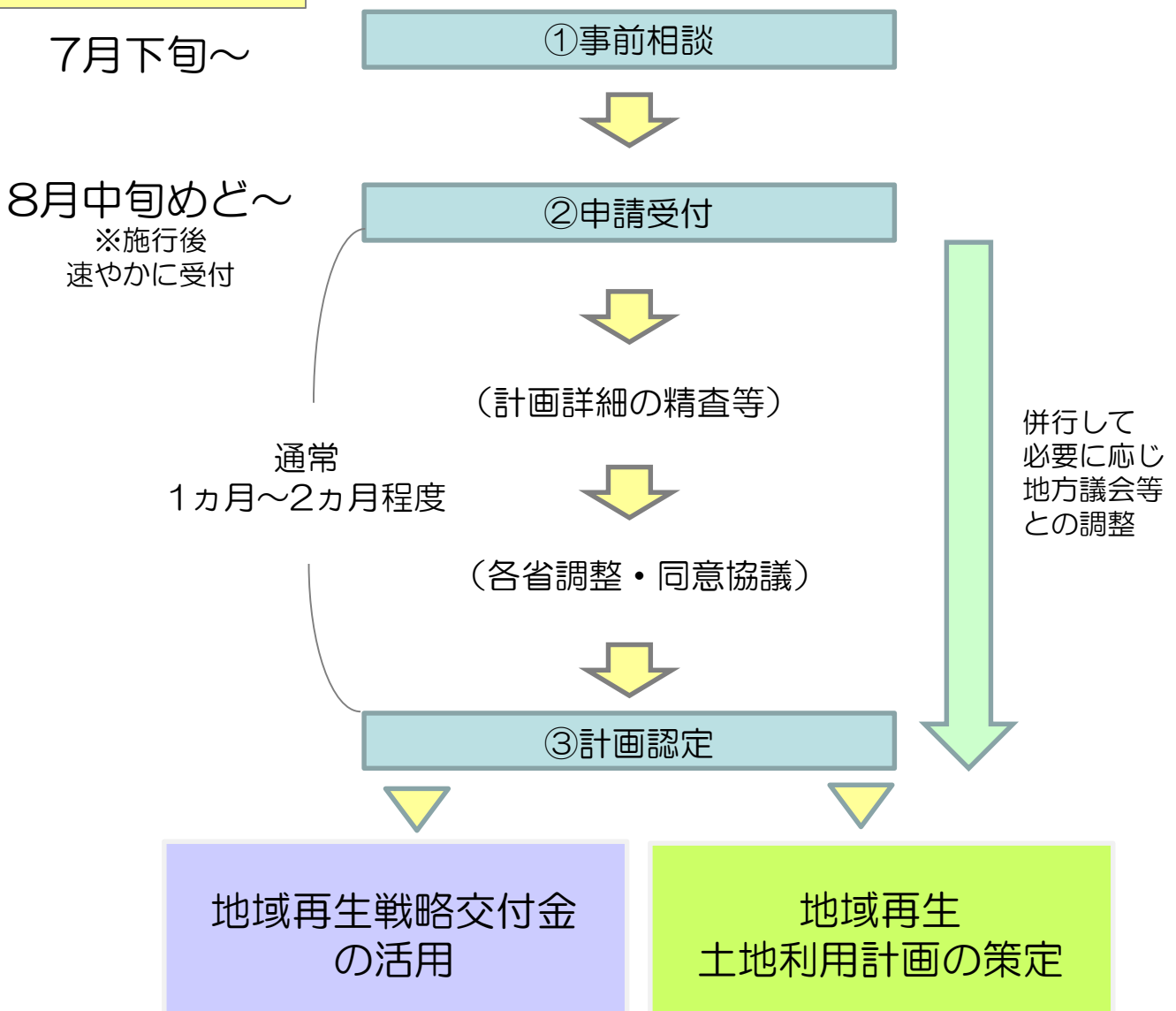
地域再生計画の認定の流れ

○地域再生計画の認定については、毎年度5月・9月及び翌年1月を目途に申請受付を実施しているが、今回の法改正に伴い、計画認定の申請受付を臨時的に実施する予定（※）。

※ 申請対象は法改正事項に係る案件に限らない予定。

○具体の案件がある場合は、まずは内閣府地域再生担当に事前相談の上、地域再生計画の素案の作成を開始。

手続イメージ



※ 地域再生戦略交付金については、地域再生計画の募集と併せて事業募集予定。併行申請も可能。

※ 協議会による協議を経て作成。

※ 交付決定前の事業着手は不可。
(事前準備は可能)

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

「行ってみたい、住んでみたい中津市」～ふるさと中津の再生～

2. 地域再生計画の作成主体の名称

中津市

3. 地域再生計画の区域

中津市の全域

4. 地域再生計画の目標

4-1 地域の概況

中津市は、大分県の西北端に位置し、北は周防灘に面しており、市域中心部は一級河川である山国川が南北に貫流しており、海に面する地域では、牡蠣や魚介類などの海の資源が存在する。山国川の上流域に位置する中山間部は、耶馬日田英彦山国定公園に代表される豊かな森林と国指定の「名勝耶馬溪」や「青の洞門」を含む景勝地を有する観光地が多く存在する。

また、広域行政圏施策である定住自立圏構想に関しては、大分県中津市、宇佐市、豊後高田市、福岡県豊前市、上毛町、築上町の4市2町で定住自立圏協定を形成し、中心市である本市の平野部では、地域の中核病院である中津市民病院や大規模商業施設、自動車関連企業の立地が進むとともに、国の重要港湾である中津港が国際貿易港となるなど、地域における重要な拠点として位置づけられている。

中津市



定住自立圏の範囲



4-2 現況

(1) 人口

中津市の人口は、平成 25 年 10 月には 85,613 人（住民基本台帳人口）であったが、平成 26 年 10 月には 85,448 人（住民基本台帳人口）と 165 人の減少となっている。

中津市においても、全国の他の地域と同様に少子高齢化が進んでおり、人口の自然減はある（平成 26 年度△172 人）が、経済活動が活発であるため社会増（平成 26 年度 7 人）となっている。

特に、市の北側の地域で市の中心市街地を囲む郊外地では人口の社会増が進んできており、この地域の人口は、平成 17 年に 57,534 人（国勢調査）であったのが、平成 22 年には 59,852 人（国勢調査）と 2,318 人増加している。

しかしながら、中心市街地を占める地区や市の南側の地域に位置する中山間地域では人口が減少している。

中心市街地を占める地区の人口は、平成 17 年に 9,500 人（国勢調査）であったが、平成 22 年には 8,928 人（国勢調査）と 572 人減少し、高齢者の割合も平成 17 年の 35.5%（国勢調査）から平成 22 年に 37.8%（国勢調査）まで上昇している。中心市街地で多く立地していた卸売業や小売業についても、人口の減少に伴い、従業者数が平成 17 年の 7,275 人（国勢調査）から平成 22 年の 6,280 人（国勢調査）と 995 人減少しており、中心市街地の空洞化が進んでいる。また、市の南側の地域に位置する中山間地域の人口は、平成 17 年の 17,334 人（国勢調査）から平成 22 年には 15,532 人（国勢調査）と 1,802 人、1 割以上減少している。中山間地域の就業者数も平成 17 年には 8,390 人（国勢調査）であったが、平成 22 年には 6,818 人（国勢調査）と 1,572 人減少しており、地域経済も衰退傾向にある。

(2) 産業

中津市の産業構成を見ると、平成 17 年においては第一次産業の従事者が 3,121 人、第二次産業の従事者が 12,531 人、第三次産業の従事者が 24,090 人であった（国勢調査）が、平成 22 年には第一次産業の従事者が 2,079 人、第二次産業の従事者が 13,147 人、第三次産業の従事者が 24,621 人となっており（国勢調査）、第二次産業、第三次産業の従事者は増加しているが、第一次産業については、従事者が減少している。

中津市の第一次産業としては、農業、漁業などがあり、農業については、主に市の南側の地域に位置する中山間地域で米や野菜、果物の栽培を主に行っているが、就業者の高齢化が進み、平均年齢は 65 歳を超えている。また、人口が大幅に減少している地域でもあり、担い手不足による第一次産業の存続が心配

される状況となっている。

漁業については、市の北側の地域に位置する沿岸部で、主に魚の漁獲や海苔の養殖が行われていたが、最近では、新たな水産振興策として牡蠣の養殖が行われている。沿岸部についても、市の中心市街地と同様に人口が減少しており、担い手不足が心配される状況となっている。

中津市の産業別従業者数

産業大分類別割合(2000-2010)

単位(人)

	2000年	2005年	2010年	10年間の増減
第1次産業	3,465	3,121	2,079	-1,386
第2次産業	12,997	12,531	13,147	150
第3次産業	23,449	24,090	24,621	1,172

※「分類不能の産業」は除く。

資料:国勢調査

産業別年齢階層別就業者数

	第1次産業	第2次産業	第3次産業
15～29歳	45	3,037	3,768
30～49歳	212	5,934	10,320
50～64歳	666	3,679	8,393
65歳以上	1,156	497	2,140
65歳以上割合(%)	55.6	3.8	8.7

※「分類不能の産業」は除く。

資料:国勢調査

4-3 課題

現在、中津市全体でみると人口の自然減が社会増を上回っている。これは、中心市街地を囲む郊外地において増加している人口と比較して、本市の第一次産業を支えている中山間地域や、市の顔となる中心市街地において、減少している人口が上回っているためであり、今後、更なる減少が懸念されている。

特に、中山間地域については、人口の減少に伴い、生活に必要な食料品等を購入する買い物施設の撤退やバス路線の減少など生活機能の低下や福祉施設の老朽化に伴う福祉機能の低下などが起きており、そのことがさらに人口の流出、減少に拍車をかけている。中山間地域が主体となっている第一次産業についても、従事者数の減少、高齢化などにより活力が失われている。

また、中心市街地についても、地場産業の衰退に伴い、人口の減少に歯止めがかからない状況となっている。

このような状況において、中津市が今後も人口や産業を維持していくためには、人口減少や産業の低迷が起きている地域の活性化を図る必要がある。

4-4 目標

人口減少や産業の低迷が起きている中心市街地、中山間地域を中心に人口維持、産業振興のための取組を実施していくことで、今後も中津市の人口や産業を維持していく。

特に中山間地域については、生活機能の低下が人口の減少、産業の低迷につながっていることから、地域における小さな拠点施設や移動手段であるバス路線の整備など必要な生活機能を維持するための環境整備を行い、地域の維持、地域コミュニティの活性化を図る。また、中山間地域の主要産業である農業について、雇用を創出する環境を整備し人口減に歯止めをかける。

また、中心市街地については、中小企業の先端技術分野への参入など、地場企業を育成する環境を整えることで、地場産業の振興を図る。

産業については、第一次産業において大規模農業の実践やカキ養殖など産業復興を図る。

これらの取組により、「中津市に住み続けたい。」「学校を卒業したら中津市内で働きたい。」「学校を卒業したら中津市に戻りたい。」「中津市に移住したい。」といった大きな流れを作り上げ、人口維持や産業維持につなげるものである。

目標の具体的な指標は下記のとおりである。

目標 1：中津市全体での人口の社会増の維持

7人（平成 26 年度） → 20人（平成 31 年度）（毎年度 20人）

目標 2：空き家バンク制度を活用した新規移住者数

45人（平成 27 年度～平成 31 年度）

目標 3：第 1 次産業新規従事者数

23人（平成 27 年度～平成 31 年度）

（うち、農業新規従事者数 20人、漁業新規従事者数 3人）

5. 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

中山間地域については、拠点となる地区において、地域内フィーダー系統確保維持改善事業、小さな拠点整備事業、6次産業支援事業に取り組み、公共交通網や拠点施設を整備する。生活に必要な機能の整備や産業の振興により人口の維持を図る。

市の中心市街地では、中津市ものづくり推進事業に取り組み、地場企業を育成する環境を整えることで、地場産業の振興を図る。

また、第一次産業については、中山間地域や沿岸部で6次産業化支援やカキ養殖振興に取り組み、従事者が第一次産業に取り組みやすい環境を整備することで第一次産業の従事者の増加を図る。



5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-4 その他の事業

5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

イ 「地域公共交通確保維持改善事業」【B1208】

事業概要：

公共交通会議において策定された地域ごとの生活拠点を想定した交通体系の再構築や、市街地路線バスの効率的な運行計画の再編検討のための基本計画に基づき運行する民間交通事業者に対して、地域内のフィーダー系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額の半額を補助する。

この事業により、各地域の小さな拠点とその周辺地域を結ぶ区間や、各地域の小さな拠点間の交通手段を保持し、住民の活動範囲の拡大、日常生活に不便を感じることなく暮らせる環境の形成を図り、中山間地域の人口の維持を目指す。

補助対象事業：

地域内のフィーダー系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額の半額を補助

事業名：

地域内フィーダー系統確保維持改善事業

実施主体：

民間事業者を想定

事業期間：

平成27年度から平成31年度を予定

5-4-2 複数事業と密接に関連させて効果を高める独自の取組

① 独自の取り組みとして実施する事業

イ 小さな拠点整備事業

事業概要：

中山間地域には、食料品や生活必需品等の購入が可能な買い物施設や高齢者の健康増進活動ができる福祉機能を持った施設がない空白地区がある。

そこで、点在する集落の住民が、地域で生活することができる環境を整えるため、山国支所周辺をモデル的に小さな拠点として位置づけ、買い物施設と健康増進のためのトレーニングルームや介護予防サロンなどの健康増進室を備えた福祉センター機能を併せ持った複合施設を整備する。

この事業により、中山間部の集落に暮らす住民の買い物やコミュニティ活動

が容易になり、地域住民が生まれ育った地域・集落で暮らし続けることができる環境を形成することができ、人口の維持に寄与する。

実施主体：

中津市を想定

事業期間：

平成 27 年度から平成 31 年度を予定

① 独自の取り組みとして実施する事業

ロ 買い物施設運営調査事業

事業概要

買い物施設等のない空白地区でありモデル的に小さな拠点を整備することとしている山国支所周辺地域において、社会実験的に食料品、生活必需品等の販売を実施する。

この事業により、各季節ごとの必要な商品の種類、量、買い物機能維持のための費用などを把握し、小さな拠点の円滑な運営に活用する。

実施主体：

中津市を想定

事業期間：

平成 27 年度から平成 28 年度を予定

② 独自の取組と密接に関連して実施する事業

イ、ロ 地域内フィーダー系統確保維持改善事業

事業概要：

公共交通会議において策定された地域ごとの生活拠点を想定した交通体系の再構築や、市街地路線バスの効率的な運行計画の再編検討のための基本計画に基づき運行する民間交通事業者に対して、地域内のフィーダー系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額の半額を補助し、バスでの広域的な移動を可能とする手段を提供する。

この事業により、各地域の小さな拠点とその周辺地域を結ぶ区間や、各地域の小さな拠点間の交通手段を保持し、住民の活動範囲の拡大、日常生活に不便を感じることなく暮らせる環境の形成を図り、中山間地域の人口の維持を目指す。

実施主体：

民間交通事業者を想定

国の補助制度：

地域公共交通確保維持改善事業（国土交通省）

事業期間：

平成 27 年度から平成 31 年度を予定

① 独自の取り組みとして実施する事業

ハ、ニ 中山間地域農業再編事業

事業概要：

農業の担い手不足による衰退を防ぐために、地域内農地の最終受け皿（受け手）組織として活用する「株式会社農業公社やまくに」において、農作業用機械の運搬用車両を整備する。

この事業により、農地が散在する地域においても、農作業受託範囲の拡大を可能とし、生産能力の拡大、農業従事者の所得の向上により、農業従事者数の増加を図る。

実施主体：

株式会社農業公社やまくにを想定

事業期間：

平成 27 年度から平成 31 年度を予定

② 独自の取組と密接に関連して実施する事業

ハ 農地中間管理事業

事業概要：

農業の担い手不足による耕作放棄地の増加を抑えるために山国地域において、離農する農家の農地を地域の中心的な経営体や農業生産法人などの担い手に集積させ、有効活用できる農地を増やす。

この事業により、農業生産量、農業従事者の所得を向上させ、農業従事者数の増加を図る。

実施主体：

農地中間管理機構を想定

国の補助制度：

農地集積集約化対策事業費補助金（農林水産省）

事業期間：

平成 27 年度から平成 31 年度を予定

ニ 地域育成型就農システム支援事業

事業概要：

将来の担い手を確保・育成するために、地域自らが研修施設の整備・借上や指導者（講師）を設置することなどに対して支援する。

実施主体：

中津市を想定

国の補助制度：

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（農林水産省）

事業期間：

平成 27 年度から平成 31 年度を予定

5-4-3 支援措置によらない独自の取組

イ 地域おこし協力隊活動事業

事業概要：

過疎化・高齢化が進行する中山間地域に地域おこし協力隊を派遣し、移住交流事業や集落の生活環境維持、高齢者の見守りにかかわる支援などを実施することにより中山間地域の地域コミュニティや小規模集落の活性化を図る。

実施主体：

中津市を想定

事業期間：

平成 27 年度から平成 31 年度を予定

ロ 空き家バンク制度事業

事業概要：

中山間地域の空き家の有効活用を通して、賃貸もしくは、売買を希望する所有者と田舎暮らしを希望する移住希望者が出会えるよう、市が情報提供することで、中山間地域への移住者の増加を図り、集落機能の維持、農村と都市との交流及び定住促進による地域の活性化を図る。

実施主体：

中津市を想定

事業期間：

平成 27 年度から平成 31 年度を予定

ハ 情報化ネットワーク事業

事業概要：

中山間地域においては、地上デジタル放送の圏外であるため、市内での地域間の情報格差が生じている。本市における地域間の情報格差の是正を図るために、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）に基づく有線テレビジョン放送施設及び双方向通信システムを備えたケーブルネットワーク施設を活用した放送サービスやインターネット回線による双方向通信を提供するサービスなど

を提供することで地域の活性化に繋げる。

実施主体：

中津市を想定

事業期間：

平成 27 年度から平成 31 年度を予定

ニ 6 次産業支援事業

事業概要：

新たな 6 次産業品の開発や販路拡大を支援することにより、第一次産業復興の一助とする。

実施主体：

中津市、民間事業者を想定

事業期間：

平成 27 年度から平成 31 年度を予定

ホ カキ養殖振興事業

事業概要：

養殖生産を実施する「カキ」について、ブランド牡蠣「ひがた美人」としての普及や生産量増量のために養殖場の生産体制を整備し、漁業振興を図っていく。

実施主体：

普及活動については、中津市と大分県漁業協同組合、整備については、大分県漁業協同組合を想定

事業期間：

平成 27 年度から平成 31 年度を予定

へ 中津市ものづくり推進事業

事業概要：

地場中小企業の先端技術分野への参入を促すため、3Dプリンターなどの3次元機器の導入など、地場企業を育成する環境を整えることで、地場産業の振興を図る。

実施主体：

3Dものづくり協議会を想定

事業期間：

平成 27 年度から平成 31 年度を予定

5-5 計画期間

事業認定の日から平成31年度まで

6 目標の達成状況に係る評価に関する事項

6-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、目標の達成状況に係る計画期間の中間年度及び計画年度終了後に住民基本台帳人口移動報告書や空き家バンク登録簿などの関係書類の調査や実施主体へのヒアリングを行い、各目標に対する達成状況を適正に評価する。進捗状況や成果に課題等があった場合には、対応策の検討や計画の見直しを必要に応じて行う。

6-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

<数値目標>

評価指標	関連事業	H26年度 基準年	H27年度	H28年度	H29年度 中間目標	H30年度	H31年度 最終目標
目標1							
中津市 全体での社会 増の維持	小さな 拠点整備事業	7人	20人	20人	20人	20人	20人
	地域内 フィーダー系 統確保 維持改善事業						
	買い物 施設運 営調査 事業						
	地域お こし協 力隊活 動事業						
	空き家						

	バンク 制度事 業						
	情報化 ネット ワーク 事業						
	中津市 ものづ くり推 進事業						
目標 2							
空き家 バンク 制度を 活用し た新規 移住者 数	地域お こし協 力隊活 動事業	9人	9人 (累計9人)	9人 (累計18人)	9人 (累計27人)	9人 (累計36人)	9人 (累計45人)
	空き家 バンク 制度事 業						
目標 3							
第1次 産業新 規従事 者数	中山間 地域農 業再編 事業	4人 (農業4 名、漁業0 名)	5人 (累計5人)	4人 (累計9人)	5人 (累計14人)	4人 (累計18人)	5人 (累計23人)
	農地中 間管理 事業		(農業4名、 漁業1名)	(農業8名、 漁業1名)	(農業12名、 漁業2名)	(農業16名、 漁業2名)	(農業20名、 漁業3名)
	地域育 成型就 農シス テム支 援事業						
	6次産 業支援 事業						

	カキ養 殖振興 事業						
--	------------------	--	--	--	--	--	--

6-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法
 評価終了後、速やかに市ホームページ等で公表する。

7 構造改革特別区域計画に関する事項
 該当なし

8 中心市街地活性化基本計画に関する事項
 該当なし

9 産業集積形成等基本計画に関する事項
 該当なし

地域再生計画様式（構成のみ）

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
- 3 地域再生計画の区域
- 4 地域再生計画の目標（構造改革特区等の他の計画を併せて提出する場合、それらも含めた総論としての目標を記載すること）
- 5 地域再生を図るために行う事業
 - 5－1 全体の概要
 - 5－2 特定政策課題に関する事項（地域再生法第5条第4項第3号の事項を記載する場合に記載すること。その際、事業の実施によりその解決を図ろうとする特定政策課題の内容及び当該事業の実施による特定政策課題の解決に対する寄与の程度を記載すること）
 - 5－3 **法第5章の特別の措置を適用して行う事業**
⇒改正法に伴う、各種特例措置を記載

5-4 その他の事業

5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

5-4-2 複数事業と密接に関連させて効果を高める独自の取組（特記すべき課題認識・目標及び事業概要がある場合、ここに記載すること。ただし、地域再生計画全体の課題認識・目標及び事業概要を前述している場合、再掲は不要）

⇒地域再生戦略交付金を想定したもの。

今回の基本方針改正に伴い、削除予定

5-4-3 支援措置によらない独自の取組

5-5 計画期間

6 目標の達成状況に係る評価に関する事項

6-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

6-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

6-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

7 構造改革特別区域計画に関する事項

7-1 構造改革特別区域計画の名称

7-2 構造改革特別区域計画の範囲

7-3 構造改革特別区域計画の概要

8 中心市街地活性化基本計画に関する事項

8-1 中心市街地活性化基本計画の名称

8-2 中心市街地活性化基本計画の範囲

8-3 中心市街地活性化基本計画の概要

9 産業集積形成等基本計画に関する事項

9-1 産業集積形成等基本計画の名称

9-2 産業集積形成等基本計画の範囲

9-3 産業集積形成等基本計画の概要

地域再生推進法人制度について【地域再生法第19条～第23条】

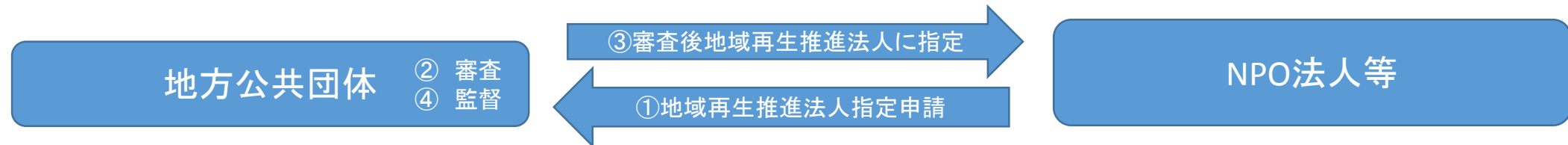
地方公共団体の補完的な立場で地域再生の推進に取り組む組織として**営利を目的としない法人**(例:NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、**社会福祉法人等**)及び地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社(※)を地域再生推進法人として指定することができます。

※株式会社の場合は議決権に占める地方公共団体の議決権の割合が3/100以上、持分会社の場合は社員のうちに地方公共団体があることが要件

■地域再生推進法人の指定の主なメリット

- 地域再生戦略交付金の交付を、地方公共団体の支援なしに、直接受けることができます。
- 地域再生計画に記載された事業を行う場合において、当該事業に活用する土地の取得を行うときは、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定による届出義務が免除されます。

■地域再生推進法人の指定の手続き



①地域再生推進法人指定の申請

地域再生推進法人になろうとするNPO法人等が、地方公共団体の長(以下「首長」という。)に指定の申請を行います。

②首長による審査

申請してきた法人が地域再生推進法人の業務を適正かつ確実に行うことができるかどうか審査します。

③首長による指定

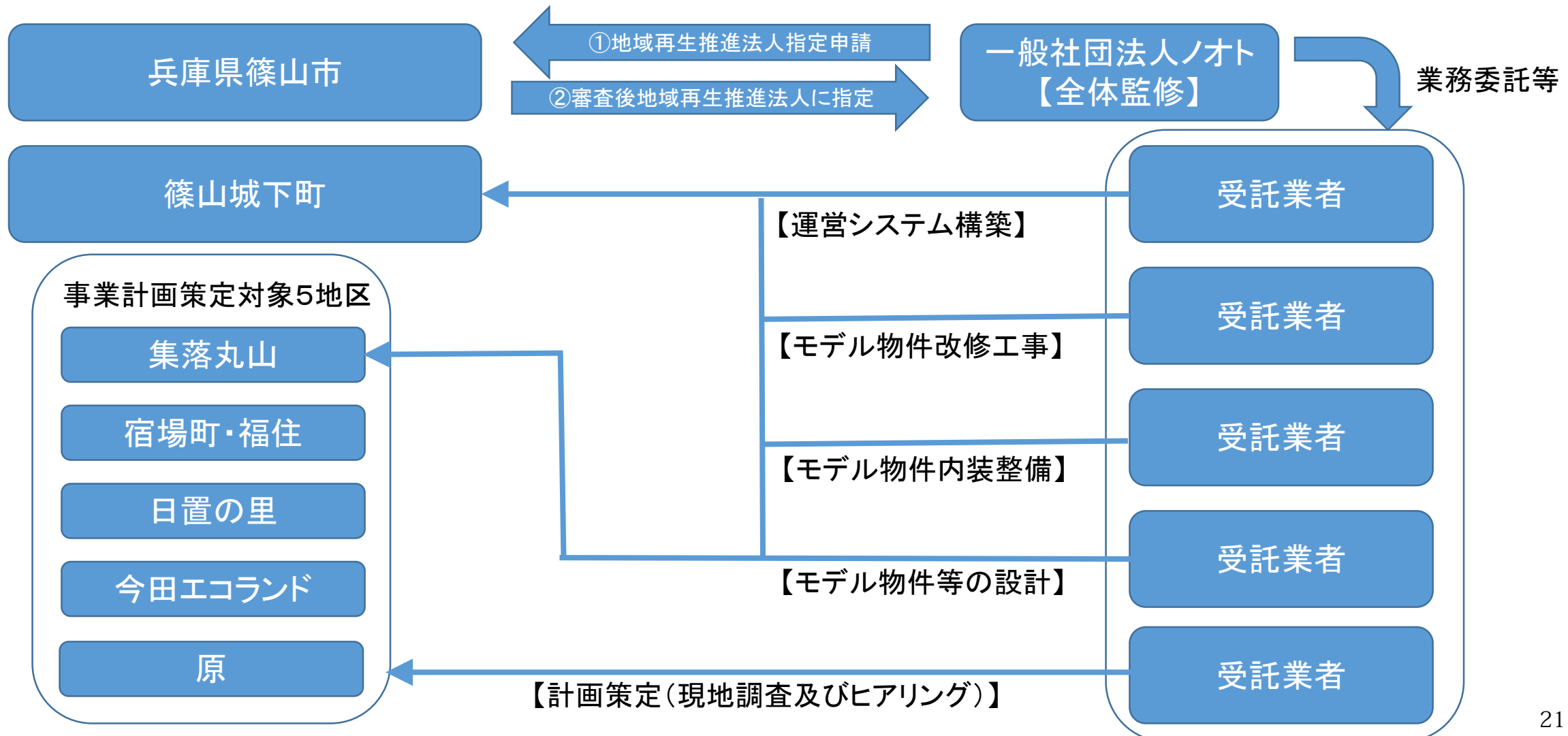
審査の結果、地域再生推進法人の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合には、地域再生推進法人として首長が指定します。指定にあたって首長は地域再生推進法人の名称、住所、事務所の所在地を公示しなければなりません。

④首長による監督等

- ・首長は、必要に応じて地域再生推進法人に対して業務の報告をさせることができます。
- ・地域再生推進法人が必要な業務を適正かつ確実に実施していない場合には、首長が業務改善命令を出すことができます。

地域再生推進法人の具体的取組について

兵庫県篠山市(ささやまし)の地域再生計画「篠山市創造都市推進計画」に位置付けられた事業の実施主体として一般社団法人ノオトを地域再生推進法人に指定し、特定地域再生推進事業を実施。



地域再生戦略交付金（内閣府地方創生推進室）

平成27年度予算額 70.0億円【優先課題推進枠】
（平成26年度補正予算額50億円）

事業概要・目的

○目的：地域再生の観点から、地域が直面する課題への地域の創意工夫による実効ある取組みを後押しするものです。

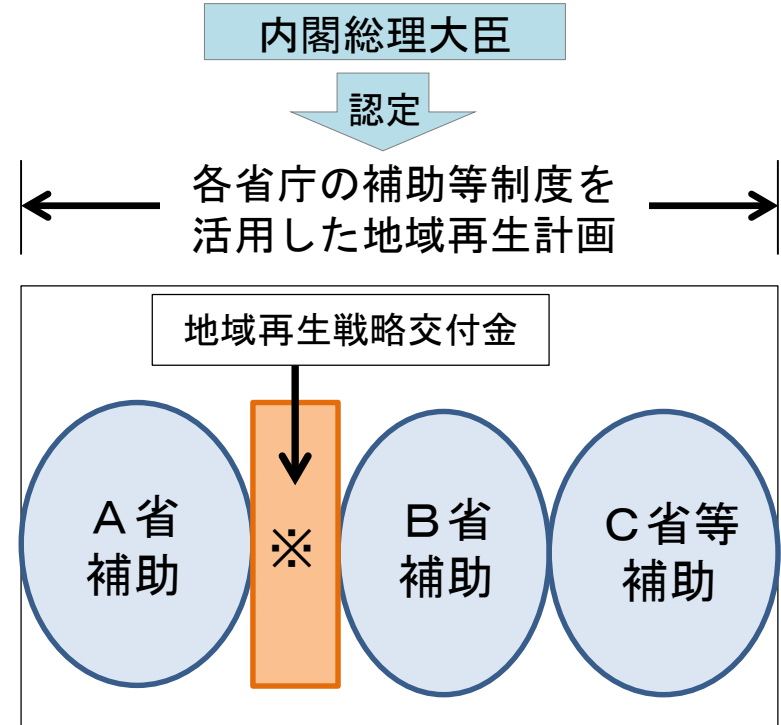
①地域再生計画策定事業

○概要：地域再生法に基づく地域再生計画を策定する地方公共団体が、協議会を設置して地域の創意工夫による課題解決のための取組みについて住民や関係団体等との合意形成を図るために行う調査等の実施を支援するものです。

②地域再生戦略事業

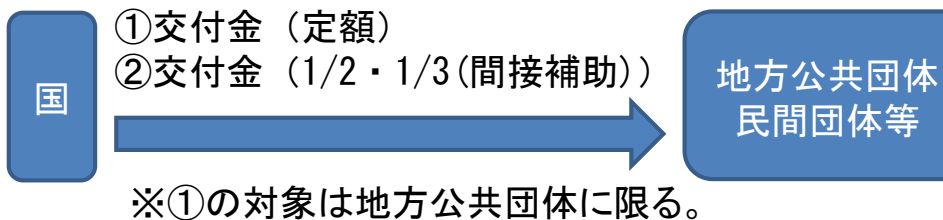
○概要：地域の創意工夫による地域の課題解決を後押しする仕組みとして、内閣総理大臣が認定する地域再生計画に位置付けられた事業で、既存の補助等制度の対象事業と一体的に実施することで効果が高まるものを支援するものです。

事業イメージ・具体例



※交付対象は、各府省庁の補助金等の対象とならないもの。
○計画策定についても合意形成等に対して支援

資金の流れ



期待される効果

○地域再生の観点から、地域が直面する課題への地域の創意工夫による実効ある取組みを後押しすることにより、地域の活性化が推進されることにつながります。

【北海道当麻町】木育の推進と林業の活性化による雇用・定住促進

地域の課題

- 人口減少・雇用確保
- 基幹産業である林業の衰退

事業概要

森林施業作業路網の整備、町産材を活用した新築住宅建築の支援を行い林業の活性化による雇用の確保を図りながら、**町産材を活用した木育拠点施設の整備**を行い、子どもの頃から地元への愛着を持つことによって定住の促進を図る。（交付決定額：265百万円）

KPI（業績指標）

- 木育推進拠点施設雇用人数
2人（H27）⇒15人（H29）
- 木育推進拠点施設年間利用者数
600人（H27）⇒8,000人（H29）

事業イメージ図

※赤字が地方創生推進室施策

森林施業作業路網
の改良
（林野庁事業）



町産材活用促進
（国交省事業）



森林散策、ツリークライミング
等の事業
⇒地域活性化・地域住民生活等緊急
支援交付金(地方創生先行型)



木育推進拠点施設の整備
（戦略交付金）
・木製遊具等木育広場整備
・木工体験研修機能の整備
・木材乾燥機能整備

林業の活性化
雇用確保

木育の推進

北海道



当麻町

人口：6,960人
（H25）

政策間連携

- 農水省・林野庁事業との連携
- 地域活性化・地域住民生活等緊急支援
交付金(地方創生先行型)と戦略交付金の
連携

【新潟県長岡市】復興から地方創生に向けた中山間地域の再生モデル

地域の課題

- 中越大震災をきっかけとした過疎化・高齢化の進行
- 交通・買い物等生活サービスの確保
- 錦鯉産業の国内市場縮小、担い手の不足
- 空き家の増加

KPI（業績指標）

- 買い物支援利用者数
30人(H26)⇒200人(H31)
- 交流人口の増加
140万人(H26)⇒145万人(H31)
- 錦鯉出荷額
11億円(H26)⇒13億円(H31)

新潟県



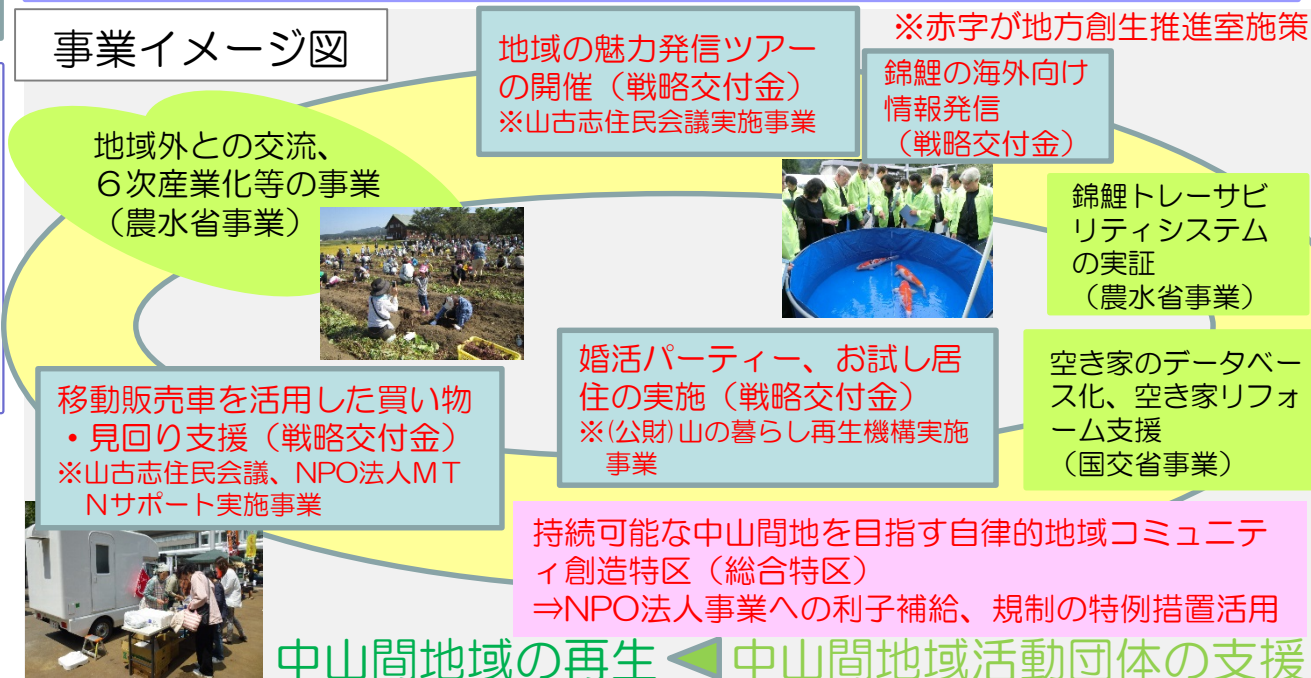
長岡市

人口：279,507人
(H26)

事業概要

- 中山間地域の農村集落が行っている交流事業との協働により、**住民団体等が地域の魅力発信ツアーやお試し居住等の事業**を行い、交流から定住を図る。
- 農村集落の維持活動や6次産業化の取組と併せて、**NPO法人等が行う移動販売車を活用した買い物・見守り支援**により、生活サービスの向上を図る。
- 市の特産である錦鯉のトレーサビリティシステムの実証と併せて、**主に海外愛好家に向けた情報発信**を行い、中山間地域の基幹産業の活性化を図る。
(交付決定額：17百万円)

事業イメージ図



政策間連携

- 総合特区制度との連携活用
- 農水省・国交省等事業との連携

官民連携

- 長岡市、(公財)山の暮らし再生機構、山古志住民会議、NPO法人MTNサポート等による連携

【長野県東御市】 標高差を活かした地場産業・観光の創出

地域の課題

- 人口減少・雇用確保
- 市中の滞在施設が不足
- 斜面農地の荒廃

事業概要

荒廃農地の復旧、木造コテージの整備、**公共の温泉宿泊施設の改修**により特産品のワインや既存滞在施設等を有効活用した「ワインツーリズム」の推進により、新規就農の拡充や移住定住希望者の拡大を図る。
(交付決定額：117百万円)

KPI (業績指標)

- 施設利用者数
9.07万人 (H25) ⇒ 9.52万人 (H30)
- 移住定住者
44人 (H25) ⇒ 70人 (H30)

事業イメージ図



長野県



人口：30,277人
(H25)

政策間連携

- 構造改革特区制度との連携活用
- 農水省・林野庁事業との連携

地域間連携

- 周辺7市町村への特区拡大
(上田市・小諸市等)

【岐阜県】技術支援機能の強化によるモノづくり企業の活力再生プロジェクト

地域の課題

- 中小製造業の出荷額の伸び悩み
- 中小製造業の基盤技術の優位性の低下

事業概要

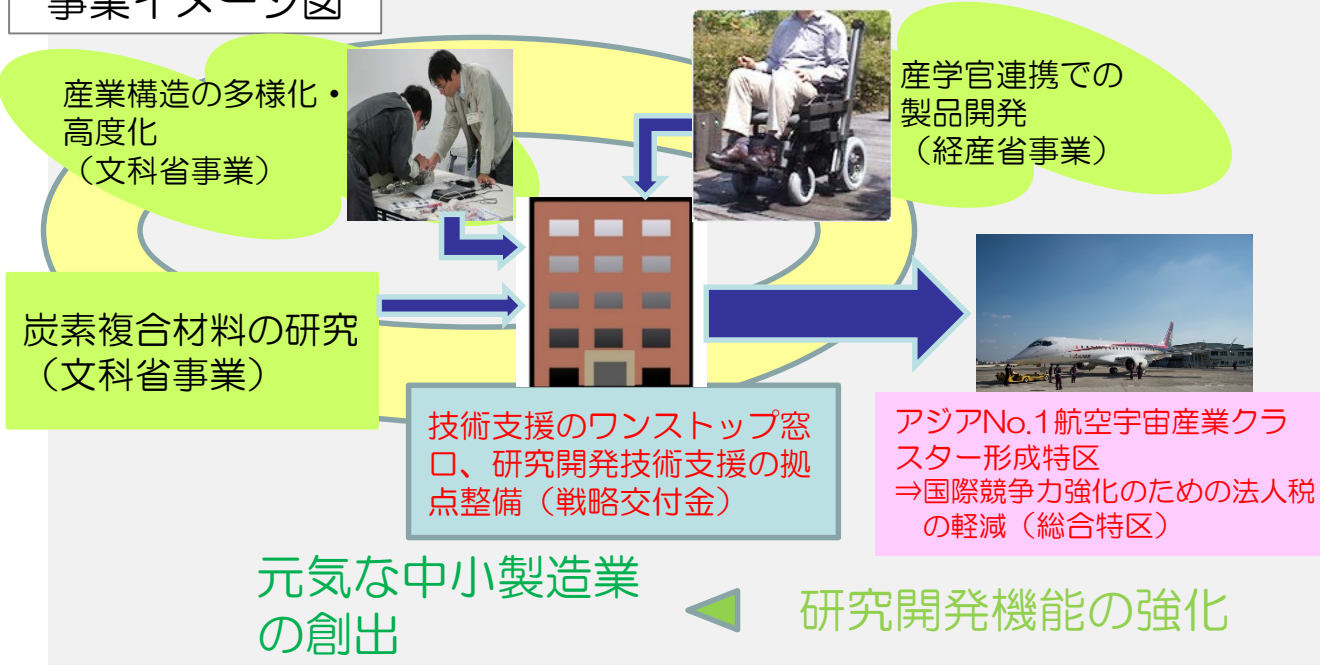
品質評価や機器利用、技術相談など試験研究機関の研究開発や技術支援機能を持つ拠点を整備し、新分野・成長分野への展開促進、独自技術開発力の向上、技術の融合による新たな市場の創出など、中小製造業の活性化を図る。（交付決定額：44百万円）

KPI（業績指標）

- 技術支援の依頼件数
21,036件(H25)⇒25,000件(H34)
- 中小製造業の従業員数
150,537人(H25)
⇒165,000人(H34)
- 中小製造業の製造品出荷額
32,057億円(H25)
⇒37,500億円(H34)

事業イメージ図

※赤字が地方創生推進室施策



岐阜県



人口：2,080,773人
(H22)

政策間連携

- 総合特区制度の連携活用
- 文科省・経産省等事業との連携

産学官連携

- 岐阜県、岐阜大学、県内企業、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター等との連携

【岐阜県関ヶ原町】 関ヶ原古戦場を核とした広域観光推進

地域の課題

- 人口減少・少子高齢化
- 古戦場ブランドの活用不足
- 古戦場の雰囲気欠如

事業概要

国指定史跡の復元（史跡内に位置する児童公園や顕彰碑の移設等）、**廃校となった小学校のプール、体育館等景観を阻害している施設の除却**、観光交流館の整備を行い、古戦場としての雰囲気再現し、観光振興を図る。
（交付決定額：28百万円）

KPI（業績指標）

- 観光客入込客数
10万人（H26）⇒20万人（H32）
- 観光客の満足度「良い」の割合
78%（H26）⇒85%（H32）

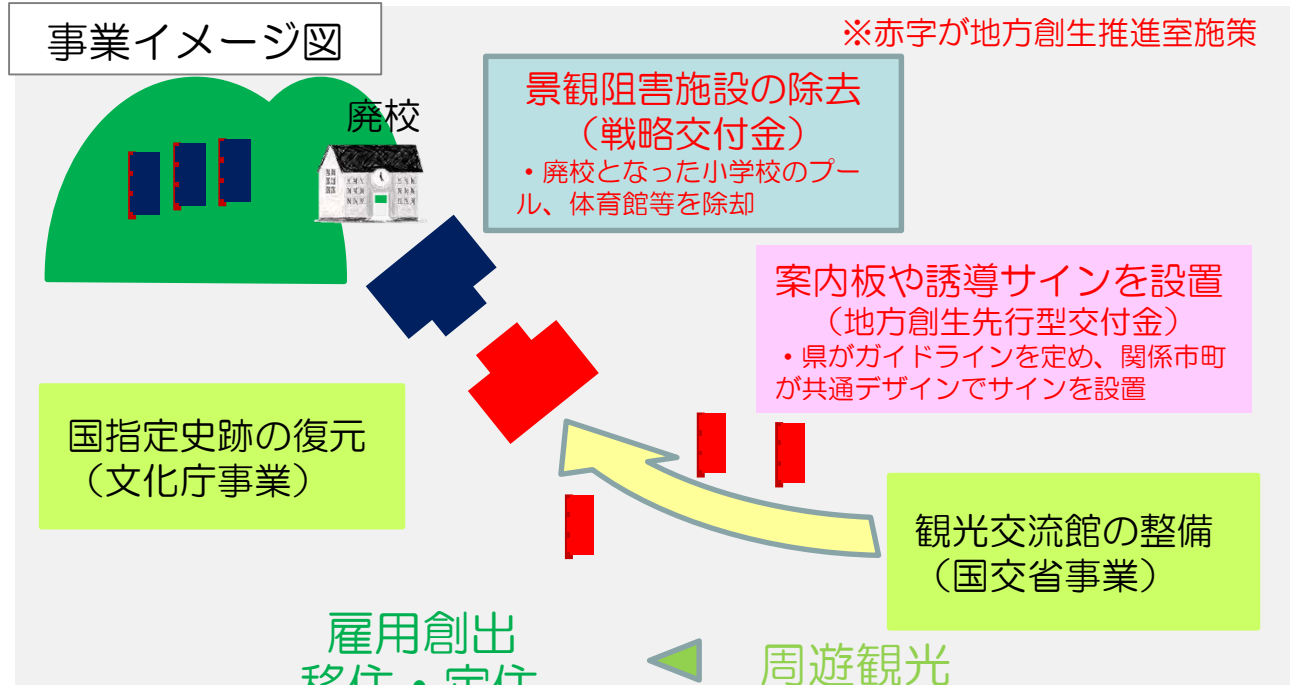
岐阜県



関ヶ原町

人口：7,885人
(H25)

事業イメージ図



政策間連携

- 地方創生先行型交付金の活用
- 文科省・国交省事業との連携

地域間連携

- 岐阜県と連携し、周辺自治体を含めた周遊観光を推進

【大分県中津市】中山間地の拠点整備を通じた定住移住の促進

地域の課題

- 生活機能・福祉機能低下
- 第1次産業の活力低下
- 人口減少

事業概要

中山間地に**買い物施設や福祉機能を有した複合施設を整備**することで生活環境を向上させるとともに、**農業経営体の農機具運搬車両の購入を補助**することで、農業経営体を支援し、経営の拡大と担い手の育成を実施することで収益向上や雇用創出を行い、中山間地への定住移住促進を図る。
(交付決定額：19百万円)

KPI (業績指標)

- 施設利用者数
新規 (H27) ⇒ 2.8万人 (H31)
- 新規農業従事者
4人 (H26) ⇒ 累計24人 (H31)

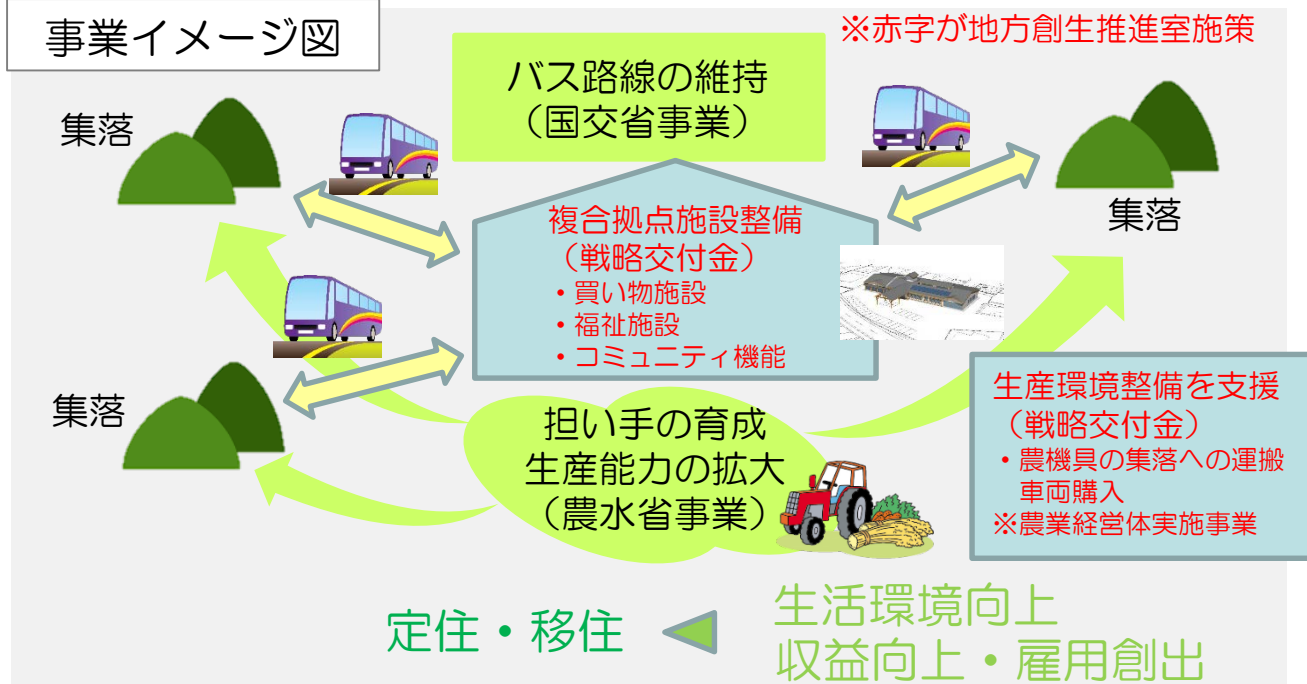
大分県

中津市



人口：85,448人
(H26)

事業イメージ図



政策間連携

- 小さな拠点の整備
- 農水省・国交省事業との連携

官民連携

- 農業経営体と連携し収益向上・雇用創出
- 買い物機能維持の為、連携

【長崎県大村市】既存ビルを活用した複合施設整備による中心市街地の魅力ある空間づくり

地域の課題

- 市街地のスプロール化
- 市街地人口密度の低下による都市生活基盤の維持

事業概要

中心市街地複合ビル(仮称)内に、**産業支援センター**、**高齢者障害センター**、**子ども科学館**、地域包括支援センター、地域医療サポートセンター、大村看護高等専修学校、民間事業者が事業を行う商業施設等の整備を行い、中心市街地の活性化による都市生活基盤の維持を図る。

(交付決定額：223百万円)

KPI (業績指標)

- 産業支援センターを活用した創業者数
0人(H26)⇒40人(H31)
- 中心市街地の歩行者通行量
10,355人(H26)⇒11,000人(H31)

事業イメージ図

地域包括支援センターの整備
(国交省事業)

地域医療サポートセンターの整備
(厚労省事業)



中心市街地の拠点整備
(戦略交付金)
・産業支援センター
・高齢者障害者センター
・子ども科学館 等

※赤字が地方創生推進室施策

産業支援センターの設置
(地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金)

創業支援塾の開催
(地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金)

中心市街地道路の整備
(国交省事業)



中心市街地の賑わい創出
都市生活基盤の維持

コンパクトシティの形成

長崎県



大村市

人口：90,517人
(H22)

政策間連携

- 国交省・厚労省事業との連携
- 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金と戦略交付金の連携

官民連携

- 中心市街地複合施設には地域包括支援センター、医師会、民間事業者の商業施設等が入居